

## 令和8年5月定例会 教育長報告

### ◆ 5月の主な活動

- 7～8日 関東地区都市教育長協議会総会（群馬県高崎市）〔教育長〕
- 16日 静岡県退職校長親和会静岡支部総会（県教育会館）〔教育長〕  
清水退職校長会総会（おしば会館）〔教育長〕
- 17日 静岡市PTA連絡協議会感謝状贈呈式（清水テルサ）〔教育長〕
- 18日 教育委員会定例会・協議会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 20日 校長会支部訪問（安倍口小）〔教育長・委員〕
- 21日 海のみらい静岡友の会総会（静岡商工会議所清水事務所）〔教育長〕
- 26～27日 指定都市教育委員会協議会（さいたま市）〔教育長〕

### ◆ 6月の主な予定

- 9日 教育委員会協議会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 13日 SSH課題研究報告会（市立高校）〔教育長〕
- 15日 富士山静岡交響楽団「演奏会」招待券贈呈式（清水庁舎）〔教育長〕
- 21日 第15回高等学校応援団フェスティバル（中央体育館）〔教育長〕
- 22日 教育委員会定例会・協議会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 23日 教育長定例記者会見（静岡庁舎）〔教育長〕



議案第 1 号

## 令和 8 年度 6 月補正予算案について

令和 8 年度補正予算（6 月）案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和 8 年 5 月 1 8 日提出

静岡市長 難 波 喬 司  
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 補正予算の概要 別紙「事業の概要」のとおり

繰越明許費

(追加)

| 款      | 項      | 事業名                                          | 金額               |
|--------|--------|----------------------------------------------|------------------|
| 10 教育費 | 2 小学校費 | 校舎等補修費<br>(長田北小学校受変電設備改修事業)<br><br>(教育資産管理課) | 千円<br><br>41,257 |

議案第 2 号

## 静岡市教育支援センター条例の一部改正について

静岡市教育支援センター条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和 8 年 5 月 1 8 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

（教育委員会事務局教育局学校教育課）

### 記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 静岡市かがやく教室の移転に伴い、条例第 2 条に規定する静岡市かがやく教室の位置を改めようとするものである。



## 例規概要説明書（教育局学校教育課）

### 1 制定改廃する例規の名称

静岡市教育支援センター条例の一部を改正する条例

### 2 制定改廃の趣旨・理由

本市は、不登校児童等の生活及び学習に係る相談及び指導等の支援を行うため、市内3か所に教育支援センターを設置している。その内、静岡市南部生涯学習センターの一室で同センターの一施設である静岡市かがやく教室を運営している。

しかしながら、同教室は狭いため、不登校児童等に対し個別に対応するスペースがない等の課題があった。

そのような中、令和7年度の機構改正により、保健福祉センターが再編され、大里保健福祉センターが、令和8年5月初旬をもって駿河区役所健康支援課に集約されることから、同教室が、大里保健福祉センターの跡地に移転することが決定した。

このことから、同教室の位置を変更する必要があるため、所要の改正を行う。

### 3 制定改廃の概要

- (1) 条例第2条表中に規定する静岡市かがやく教室の位置を「静岡市駿河区南八幡町25番21号」から「静岡市駿河区中野新田57番地の5号」に改める。

### 4 施行期日

令和8年9月1日

### 5 関係法令、条例等

- (1) 静岡市教育支援センター条例施行規則

### 6 法的に検討した事項

- ・施行日について

静岡市かがやく教室は、公立小中学校に準じたスケジュールで開級しており、7月16日（木）に1学期が終了し、9月1日（火）から2学期が開級する。

また、5月初旬まで、大里複合施設を大里保健福祉センターが利用することから、大里保健福祉センター移転後、6月から7月に軽微な施設修繕を実施し、閉級中の8月に引越しを

行い、9月1日の2学期を新施設で迎えることとしたいため、施行日を9月1日とした。

なお、軽微な修繕のため、施行の遅れなどの事情により、施設利用の開始が遅れることは無いものと考えている。

## **7 その他特記事項**

(1) 令和8年度当初予算に施設修繕、引越し等にかかる費用が計上済みである。

((維) 修繕費 7,557千円、手数料 363千円)

(2) 令和7年度までは、本条例はこども未来局こども若者応援課が所管していた。

(3) 令和7年度までは、静岡市かがやく教室に勤務する職員は、開級時間のみ静岡庁舎から同教室に移動し、運営していた。今年度からは、大里保健福祉センターの一室を間借りして勤務している。

議案第 号

## 静岡市教育支援センター条例の一部改正について

静岡市教育支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市教育支援センター条例の一部を改正する条例

静岡市教育支援センター条例（平成18年静岡市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「静岡市駿河区南八幡町25番21号」を「静岡市駿河区中野新田57番地の5」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。

静岡市教育支援センター条例（平成18年静岡市条例第84号）新旧対照表

| 現行                                                                                                                                                                                                                          | 改正後（案）           |    |     |     |           |                  |     |     |                                                                                                                                                                                                                             |    |    |     |     |           |                  |     |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|----|-----|-----|-----------|------------------|-----|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|-----|-----|-----------|------------------|-----|-----|
| <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 教育支援センターの名称および位置は、次のとおりとする。</p> <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>静岡市かがやく教室</td><td>静岡市駿河区南八幡町25番21号</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> | 名称               | 位置 | （略） | （略） | 静岡市かがやく教室 | 静岡市駿河区南八幡町25番21号 | （略） | （略） | <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 教育支援センターの名称および位置は、次のとおりとする。</p> <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>静岡市かがやく教室</td><td>静岡市駿河区中野新田57番地の5</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> | 名称 | 位置 | （略） | （略） | 静岡市かがやく教室 | 静岡市駿河区中野新田57番地の5 | （略） | （略） |
| 名称                                                                                                                                                                                                                          | 位置               |    |     |     |           |                  |     |     |                                                                                                                                                                                                                             |    |    |     |     |           |                  |     |     |
| （略）                                                                                                                                                                                                                         | （略）              |    |     |     |           |                  |     |     |                                                                                                                                                                                                                             |    |    |     |     |           |                  |     |     |
| 静岡市かがやく教室                                                                                                                                                                                                                   | 静岡市駿河区南八幡町25番21号 |    |     |     |           |                  |     |     |                                                                                                                                                                                                                             |    |    |     |     |           |                  |     |     |
| （略）                                                                                                                                                                                                                         | （略）              |    |     |     |           |                  |     |     |                                                                                                                                                                                                                             |    |    |     |     |           |                  |     |     |
| 名称                                                                                                                                                                                                                          | 位置               |    |     |     |           |                  |     |     |                                                                                                                                                                                                                             |    |    |     |     |           |                  |     |     |
| （略）                                                                                                                                                                                                                         | （略）              |    |     |     |           |                  |     |     |                                                                                                                                                                                                                             |    |    |     |     |           |                  |     |     |
| 静岡市かがやく教室                                                                                                                                                                                                                   | 静岡市駿河区中野新田57番地の5 |    |     |     |           |                  |     |     |                                                                                                                                                                                                                             |    |    |     |     |           |                  |     |     |
| （略）                                                                                                                                                                                                                         | （略）              |    |     |     |           |                  |     |     |                                                                                                                                                                                                                             |    |    |     |     |           |                  |     |     |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。